

第6回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

1 報告

○ 返還事務の取組状況について

事務局から資料1により報告を受け、了解された。

また、特別な事情による返還猶予の取扱いによる猶予決定の事後報告分について、事務局から別紙により、過去の監理委員会で承認されたものと同様の経過と認められる13件（3人分）の報告を受け、了解された。

○ 督促・催告の実施状況について

事務局から資料2により報告を受け、了解された。

2 意見聴取

○ 所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準の見直しについて

事務局から資料3により説明を受け、住民票を残したまま、借受者のみが借受者の属する世帯から所在不明となった場合の調査方法を見直すことについて、委員会として承認することとされた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 他にも取扱基準の見直しの必要性が想定される事案があれば、委員会に速やかに諮るなどし、基準見直しの前後で取扱いに不公平が生じることのないよう、十分注意していただきたい。

○ 奨学金返還事務における借受者本人への対応について

事務局から資料4により説明を受け、今後の返還事務における借受者本人への説明の進め方及び裁判手続における借受者本人の取扱いについて、委員会として承認することとされた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 借受者に対しては、今後、長期間対応をお願いすることとなるので、本人に知らせるに当たっては、慎重に検討していただきたい。
- ・ 裁判手続に当たって、保証人に資力がない場合には、借受者本人のみを裁判手続の対象とするとあるが、将来資力が回復することを想定し、同時に訴えることが望ましい。

→（事務局） 無資力の場合とは、生活保護を受給している場合などに限定して考えていたが、今後、実際に発生する事例に即して検討したい。

○ 平成23年度における裁判手続の実施について

滞納額100万円以上の高額滞納に係る2つの案件について、裁判手続に着手することで、委員会として承認することとされた。

なお、個別の審議については、個人のプライバシーに配慮し、非公開で行われた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- 返還をしない意思が明確なのであれば、将来分も含めて請求していくべきではないか。
→（事務局） 返還計画書受領時に20年間での返還を認めているため、現時点では将来分を含めた請求までは考えていない。
- 本件はプライバシーに配慮を要する裁判なので、裁判所に対し、資料等の閲覧制限や法廷での個人名の掲示を行わないなどの配慮をするよう求めてはどうか。
→（事務局） 具体的な手続や方法について確認のうえ対応して参りたい。